

教第66号議案

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について
神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月30日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理 由

幼稚園の廃止及び文部科学省令による幼稚園の学級編制基準の引き下げ等に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
第3条 教諭1人の <u>担当する</u> 幼児数は、 <u>30人</u> 以下を標準とする。			第3条 教諭1人の <u>保有する</u> 幼児数は、 <u>35人</u> 以下を標準とする。		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	区	小学校又は義務教育学校	幼稚園
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西区	[略]	小東山、いかわ、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、 <u>岩岡</u>	西区	[略]	小東山、 <u>太山寺</u> 、 <u>いかわ</u> 、 <u>櫛谷</u> 、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野

			岩岡
	[略]	いかわ、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、岩岡	[略] 太山寺、いかわ、櫛谷、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、岩岡
			備考 <u>神戸市立あづま幼稚園の園長は、この表において当該幼稚園に入園できることとされている幼児のうち、中央区に居住する者を優先して入園させるものとする。</u>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

「神戸市立幼稚園園則の一部改正」について

1. 国の学級編制基準の見直しに伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

- ・国が令和8年4月1日より幼稚園の学級編制基準を「35人以下」から「30人以下」に引き下げることに伴う改正

(2) 規則改正の内容

- ・文言の整理及び教諭1人の担当する幼児数も同様に引き下げ

改正後	改正前
第3条 教諭1人の <u>担当する</u> 幼児数は、 <u>30</u> 人以下を標準とする。	第3条 教諭1人の <u>保有する</u> 幼児数は、 <u>35</u> 人以下を標準とする。

2. 幼稚園の廃止に伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

- ・令和8年4月1日に太山寺幼稚園及び櫛谷幼稚園の廃止を行うことに伴う改正

(2) 規則改正の内容

- ・別表（第5条関係）より太山寺幼稚園および櫛谷幼稚園を削除

改正後			改正前		
区	小学校または義務教育学校	幼稚園	区	小学校または義務教育学校	幼稚園
西区	神陵台（伊川谷町の一部）、東町、小寺、長坂、有瀬、伊川谷	小束山、いかわ、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、 <u>岩岡</u>	西区	神陵台（伊川谷町の一部）、東町、小寺、長坂、有瀬、伊川谷	小束山、 <u>太山寺</u> 、いかわ、 <u>櫛谷</u> 、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、 <u>岩岡</u>
	太山寺、井吹東、井吹西、井吹の丘、櫛谷、糝台、狩場台、竹の台、檜野台、木津、桜が丘、押部谷、月が丘、北山、高和、高津橋、玉津第一、枝吉、出合、美賀多台、春日台、平野、神出、岩岡	いかわ、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、岩岡		太山寺、井吹東、井吹西、井吹の丘、櫛谷、糝台、狩場台、竹の台、檜野台、木津、桜が丘、押部谷、月が丘、北山、高和、高津橋、玉津第一、枝吉、出合、美賀多台、春日台、平野、神出、岩岡	<u>太山寺</u> 、いかわ、 <u>櫛谷</u> 、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、岩岡

3. その他の改正事項

(1) 規則改正の趣旨

- ・神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則（令和7年7月教育委員会規則第4号）により、令和8年度から園区を原則区単位に改めたことに伴う改正

(2) 規則改正の内容

- ・別表（第5条関係）の備考を削除

改正後	改正前
[削除]	<u>備考 神戸市立あづま幼稚園の園長は、この表において当該幼稚園に入園できるとされている幼児のうち、中央区に居住する者を優先して入園させるものとする。</u>

4. 施行日

令和8年4月1日